

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第52条第1項の規定により定めた香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の事業計画を変更したので、同法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 施行者の名称
香川県
- 2 事業施行期間（変更後）
平成6年2月8日から平成22年3月31日まで
- 3 施行地区（変更後）
高松市寿町1丁目、サンポート、錦町1丁目、錦町2丁目、西の丸町及び浜ノ町の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
変更前 香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業
変更後 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
変更前 高松市浜ノ町277番地
変更後 高松市番町4丁目1番10号
- 6 事業計画決定の年月日
平成6年2月2日
- 7 変更の年月日
平成21年3月13日